社労士 ふ く し ま 月間情報 No.193

2013.8 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252

発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・研修会の予定　・年金・労働総合相談所
・平成 25 年度研修会カレンダー

P3～　連合会情報　・重要なお知らせ　・第 10 回 SRP 認証制度
・JIRRA 主催　個別労働紛争解決研修
・毎月勤労統計調査協力依頼　・全国労働衛生週間
・連合会 HP 会員専用ページ情報

P4～　関係機関だより　・日本年金機構　・協会けんぽ・社会保険ふくしま
事務局だより

1. 高等学校における「高校生支援セミナー」講師の募集について
（P7～10）　申込締切　8 月 30 日(金)必着

2. 新規年金相談員養成年金研修会(グループ研修)の実施について
（P11～12）　申込締切　8 月 26 日(月)必着

県　会　情　報

1．　研修会の予定

第1回 研修会	10月2日（水） 13：30～17：00 郡山市 市民交流プラザ (ビッグアイ)	「精神疾患をめぐる労災認定と実務」(仮題) ・セクハラ・パワハラ等による精神疾患や自殺に関する事例 ・判例や労災認定基準見直しによる今後の流れ ・社労士として知っておきたい判例等	弁護士 川人 博 氏
		「成年後見制度について」	成年後見制度特別委員会 委員長
		「職業倫理について」	金子会長
年金・労働 総合相談所 第1回研修会	10月11日（金） 13：30～16：00 コラッセふくしま	「最近の労働判例・事例について」（仮題） ・社労士が労務管理する上での注意点等	弁護士 木村恵子 氏

※開催案内及び申込書については、9 月（9/10 発送予定）の月間情報に同封いたします。

2．　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
25 年度(6 月)	3 件	3 件	1 件	1 件
7/24(水)	2 件	2 件	0 件	0 件
今年度実績	5 件	5 件	1 件	1 件
総計	H15.6～25.7　139 件		19.7～25.7　84 件	

【次回相談員】
8月28日（水）
北目純子/草野有道

３．　平成 25 年度研修会カレンダー

開催日程		県　　会	年金・労働 総合相談所	地　　協	特別研修
9 月	6 日(金)		新規相談員研修 (相談員対象)		
	12 日(木)	年金グループ研修			
	26 日(木)	年金グループ研修			
	28 日(土)				中央発信講義 (DVD 講義)
10 月	2 日(水)	第 1 回研修会			
	5 日(土)				中央発信講義 (DVD 講義)
	6 日(日)				中央発信講義 (DVD 講義)
	10 日(木)	年金グループ研修			
	11 日(金)		第 1 回研修会		
	12 日(土)				中央発信講義 (DVD 講義)
	13 日(日)				中央発信講義 (DVD 講義)
	20 日(日)				グループ研修
	24 日(木)	年金グループ研修			
	26 日(土)				グループ研修
	27 日(日)				グループ研修
11 月	1 日(金) 同時開催	第 2 回研修会 (午前)		南部 3 県研修会 (午後)	
1 月	未定	倫理研修			
2 月	未定	第 3 回研修会			
3 月	未定		第 2 回研修会		

※詳細は、随時月間情報にお知らせのうえ、開催案内及び申込書を同封させていただきます。
忘れずにお申込みいただきますようお願いいたします。

連合会情報

1．　【重要なお知らせ】

社労士が雇用関係の各種助成金申請事務を行うに当たり、
職業倫理上留意すべき事項について

詳細については、「月刊社労士７月号」74～75 ページ、または連合会 HP 会員専用ページをご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

2．　社会保険労務士個人情報保護事務所認証制度(SRP 認証制度)第 10 回認証の実施

認証のメリット
・顧問先等に対して、個人情報を適切に取扱っていることをアピールできます（名刺、封筒、ホームページ等に記載）。
・連合会ホームページ上にＳＲＰ認証事務所の旨を公表いたします。

申込期間：平成 25 年 7 月 16 日（火）～平成 25 年 9 月 30 日（月）
認証手数料：14,000 円
※お申込方法等詳しくは月刊社労士､連合会ホームページをご覧ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/approach/index06.html

3．　日本労使関係研究協会（JIRRA）が実施する「個別労働紛争解決研修（平成 25 年度・応用研修）について

日本労使関係研究協会（ＪＩＲＲＡ）が実施する個別労働紛争解決研修･応用研修は、すでに個別労働紛争の解決に携わった経験のある方や同程度の知識を有する方を対象に、実務のスキルアップを図ることを目的としています。

最新の法改正や労働判例の動向について理解を深めるとともに、実践的な事例研究や模擬労働審判トレーニングを通じて、解雇、労働条件の引き下げ、ハラスメント等、複雑化・多様化する紛争事案に対応する能力の修得・向上をめざします。

詳細につきましては、日本労使関係研究協会ＨＰをご覧ください。

http://www.jirra.org/info/funso-ouyo/index.html

※本セミナーは、全国社会保険労務士会連合会、都道府県社会保険労務士会が開催するセミナーではございません。 お申込み・お問い合わせは、日本労使関係研究協会（ＪＩＲＲＡ）に直接行っていただきますようお願いいたします。

4．　毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について（P6）

別紙のとおり厚生労働省より調査協力依頼がありました。ついては、会員事務所及び関与先事業所が調査の対象に指定されました際はご協力方よろしくお願いいたします。

5．　平成２５年度（第６４回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働省は国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和 25 年以来全国労働衛生週間を主唱し、本年度も実施要綱に基づき 10 月 1 日～7 日までを本週間、9 月 1 日～30 日までを準備期間として実施しております。関与先事業所等への周知につきましてご協力お願いいたします。

本年度スローガン　「健康管理　進める　広げる　職場から」

厚生労働省HP　実施要綱http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000013398.html

６．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 障害者雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の周知について
- 国民年金法の一部を改正する法律附則第５条第１３号に規定する第４種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の告示について

関係機関だより

1.　「アルファベット氏名登録申出書」提出ご協力のお願い・・・日本年金機構

日本年金機構では、平成２４年７月から外国人の方が住民基本台帳法の適用対象者となったことから、外国人の自営業者等の方（１号被保険者）について、市区町村の協力を得てカナ氏名に加えてアルファベット氏名の把握を行っております。

アルファベット氏名を使用することにより、既に基礎年金番号をお持ちの外国人の方に対し二重に基礎年金番号を払出すことを防ぐ等、外国人に係る年金記録について適正な記録管理を行うことが可能となります。

つきましては、趣旨を御理解いただき御協力賜りますようお願い申し上げます。

詳細については連合会ホームページ、または日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金機構HP http://www.nenkin.go.jp/n/www/info/detail.jsp?id=23189

2.　最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。

配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

3．社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。

福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習のお知らせ

社会保険労務士事務所等で労働社会保険法令事務に15年以上従事した従事者は、試験科目免除指定講習を受講することによって、試験科目の一部を免除されます。

社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習の受講案内を希望される方は、事務局までご連絡ください。（受講申込期間8月1日(木)～9月2日(月)）

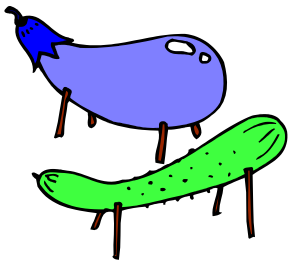

※お盆休みのお知らせ

県会事務局は、８月 13 日(火)～16 日（金）はお盆休みのため休ませていただきます。

※ 県会HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

７月１日～31 日総アクセス数　952

（内訳：新規 547 リピーター 405）

会務報告及び予定

7月　3日　街角の年金相談センター福島運営部委員会（事務局）
3日　日本年金機構東北ブロック及び年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）
6～7日　街角の年金相談センターセンター長・受付相談部門長会議（秋葉原UDX）
9日　第1回災害対策特別委員会（事務局）
9日　中小企業総合相談支援事業推進委員会（事務局）
17日　第2回福島県地域年金事業運営調整会議（コラッセふくしま）
18日　東北税理士会福島県支部連合会第33回定時総会（福島ビューホテル）
19日　北海道・東北地協　労務管理研修会（札幌ｶﾞｰﾃﾞﾝﾊﾟﾚｽ）
22日　東北地方整備局社会保険未加入対策推進等に関する説明会（ハーネル仙台）
23日　第2回広報委員会（事務局）
24日　第123回年金・労働総合相談所（事務局）
26日　第2回総務委員会（事務局）
26日　第2回業務委員会（事務局）
26日　年金・労働総合相談所打合せ会議（事務局）
8月　8日　会津支部第1回実務研修会（ルネサンス中の島）
9日　第1回成年後見制度特別委員会（事務局）
街角の年金相談ｾﾝﾀｰ福島運営部委員会（事務局）
20日　日本年金機構東北ブロック及び年金事務所との連絡会議（事務局）
27日　第1回電子化推進特別委員会（事務局）
28日　第124回年金・労働総合相談所（事務局）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	郡山	8/1 付 入会 開業	ｲｶﾞﾗｼ　ﾙﾐ 五十嵐留美	すまいる社会保険労務士事務所 郡山市安積町長久保 1-23-6 TEL 080-6004-8124 FAX 024-505-4117
		8/1 付 入会 勤務	ﾖｺﾔﾏ　ｸﾐｺ 横山久美子	郡山公共職業安定所 郡山市方八町 2-1-26 TEL024-942-8609 FAX024-942-1940
	会津	8/1 付 入会 開業	ﾌﾅｵｶ　ﾐﾂｵ 船岡　三男	船岡社会保険労務士事務所 会津若松市真宮新町南 2-57-2 TEL / FAX 0242-23-4014
	相馬	8/1 付 入会 開業	ｽｽﾞｷｼﾝﾀﾛｳ 鈴木慎太郎	浜通り社会保険労務士事務所 南相馬市原町区本町二丁目 131 TEL 0244-25-4641 FAX 0244-25-4647
【変更】	郡山		相澤　義和	事務所電話・FAX 番号 TEL090-2452-0798 FAX024-941-1210
		P22	鈴木千佳子	8/1 付勤務→その他へ変更
	会津	P14	小沼　淳一	事務所 FAX 番号：0242-23-9264
【退会】	郡山	P22	塩谷奈津子	7/31 付埼玉会へ異動

写

統発０７０８第３号
平成２５年７月８日

全国社会保険労務士会連合会
会長　金田修　殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて行っています。事業所の規模により調査対象事業所を２種類に分け、常用労働者を常時３０人以上雇用する事業所は第一種事業所として通信によって、５～２９人を雇用する事業所は第二種事業所として各都道府県知事が任命した統計調査員が実際に事業所を訪問することによって調査を行っています。

このうち、第二種事業所の調査は、二段階からなり、まず、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員の所属する事業所も含めた全事業所を、統計調査員が平成２５年８～９月にかけて訪問し、事業所名、事業所所在地、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査いたします。

次に、先の調査で明らかになった５～２９人を雇用する事業所の中から無作為に調査対象事業所を指定します。貴会会員の所属する事業所が指定された場合には、平成２６年１月分から、原則として１８か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績を調査いたします。この場合、平成２６年１月に統計調査員は調査依頼の訪問を、２月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、調査の趣旨をご理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力方格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレットの「毎月勤労統計調査について」、「まいきん」及び「毎月勤労統計調査のお願い」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。